静岡産業大学個人研究費購入図書等の取扱いに関する細則

（目　的）

第１条　この細則は、静岡産業大学個人研究費規程（以下「規程」という。）第４条（図書資料及び備品の帰属・管理）の規定に基づき、個人研究費の図書費で購入した図書等（以下「図書資料」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（区　分）

第２条　図書資料は、次の各号のとおりとする。

(1) 図書

①　備品図書　　購入価格（税込）１冊当たり 5,000 円以上のもの

②　消耗品扱い図書　　購入価格（税込）１冊当たり 5,000 円未満のもの

(2) 雑誌、新聞類

(3) 加除式資料

(4) 視聴覚資料（DVD、ビデオテープ、CD 等）

(5) カード形式、ルーズリーフ形式図書その他保存に適さないもの

（管　理）

第３条　図書館は、原則としてすべての図書資料を図書購入管理簿に登録するとともに、前条第１号の図書には、図書館蔵書印を押すものとする。

（返　却）

第４条　規程第２条（対象）に定める教員（以下「教員」という。）が退職するときは、次の各号の図書資料を本学に返却しなければならない。

(1) 第２条第１号①の備品図書

(2) 第２条第１号②の消耗品扱い図書のうち、社史、伝記、歴史並びに学部ＩＣＴ委員会で選書した希少価値のある図書

(3) 第２条第２号から第５号の図書資料のうち、学部ＩＣＴ委員会において選書したもの

（手　続）

第５条　教員が退職するときの図書資料の取扱いについては、別表によるものとする。

２　教員が在職中に不要となった図書資料の取扱いについては、前項に準ずるものとする。

（改　正）

第６条　この細則の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附　則

この細則は、平成20年12月17日から適用する。

附　則

この細則の改正は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この細則の改正は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この細則の改正は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この細則の改正は、令和２年４月１日から適用する。

別表（第５条）

(1) 図書

① ―― 備品図書　　購入価格（税込）１冊当たり 5,000 円以上のもの

② ―― 消耗品扱い図書　　購入価格（税込）１冊当たり 5,000 円未満のもの

- ②－ａ　社史、伝記、歴史
- ②－ｂ　希少価値のある図書（学部ＩＣＴ委員会にて選書する。）
- ②－ｃ　②－ａ、ｂ 以外の図書

(2) 図書以外の図書資料

③・雑誌、新聞類

・加除式資料

・視聴覚資料
（DVD、ビデオテープ、CD 等）

・カード形式、ルーズリーフ形式図書、その他、保存に適さないもの
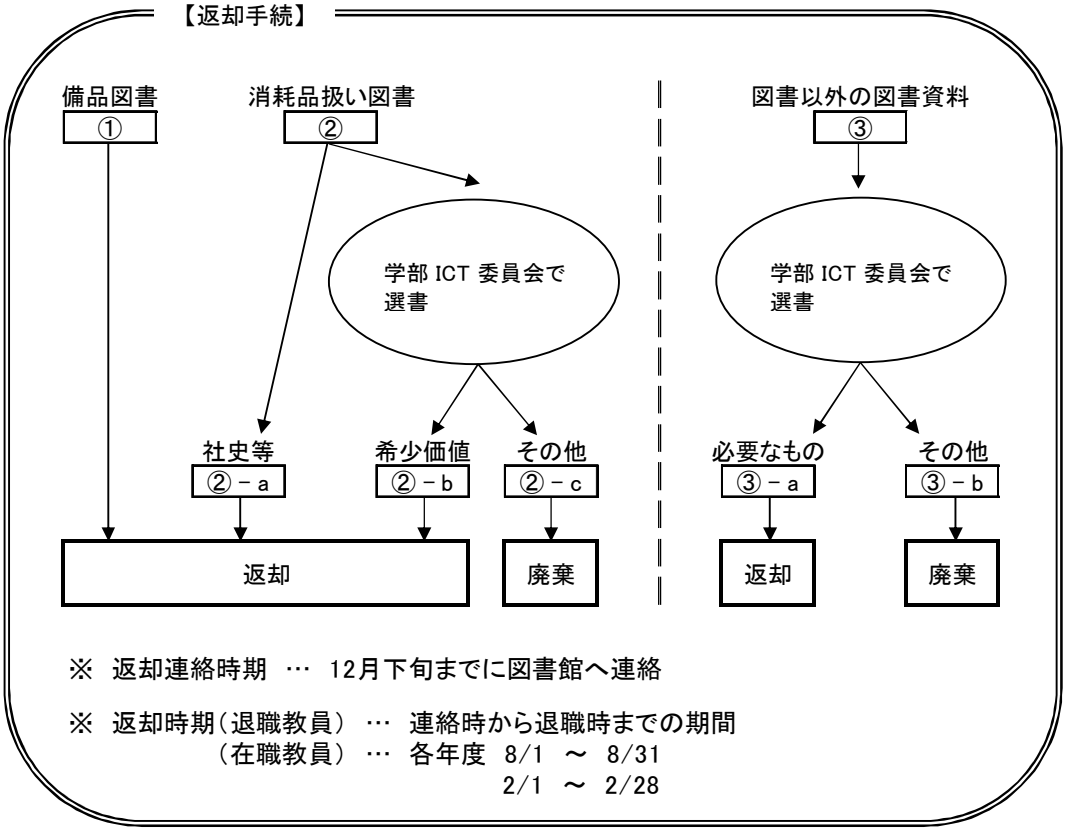
- ③－ａ　学部ＩＣＴ委員会にて選書されたもの
- ③－ｂ　③－ａ以外のもの